

## 私のゴミは産業廃棄物？ ～産業廃棄物と一般廃棄物の境目～

### ★ご挨拶

梅雨に突入しはじめと雨が続く中、出勤時にパンツの裾や靴が濡れてしまって不快な思いをする方も多いのではないのでしょうか。せめて出勤時くらいは楽な格好でいたいなあ、とフラストレーションを募らせております。

この季節だと傘は必需品になりますが、雨が降っているときはまだしも、降っていないときの傘のやり場に困りますよね。

そんな中、最近、街中で面白い傘を見つけました。  
なんと！傘の先端のコロコロタイヤが付いた傘です！！

雨が降っていないときは、タイヤをコロコロ～とすれば、移動もスムーズ、不快感ゼロです。

商品名は「コロガサナイト」だそうです。  
ネーミングも良いですね。



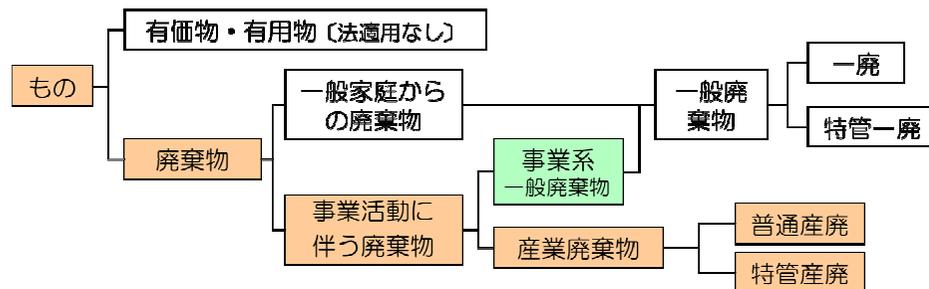
私は決してコロガサナイトの社員ではありませんが、廃棄物にもこのような柔軟な発想が必要なのではないでしょうか。

例えば、自動販売機のように重さや大きさによって、自動で廃棄物を分別する装置などがあれば、排出事業者としては非常に作業効率が上がるのでは、と思います。

### ★産業廃棄物と一般廃棄物の定義

基本的なことですが、まず産業廃棄物と一般廃棄物の定義についてご説明します。廃棄物処理法において一般廃棄物とは「産業廃棄物以外の廃棄物をいう。」とされており、産業廃棄物とは「**事業活動に伴って**生じた廃棄物のうち、燃え殻～（中略）～その他政令で定める廃棄物」と定義されています。さらに産業廃棄物は「**気体を除く**」とされているため、フロン等の気体は産業廃棄物に該当しません。

つまり、廃棄物の定義を知りたければ、産業廃棄物の定義を理解すればよいということになります。上記に記載した通り、産業廃棄物は「**事業活動に伴って**」とされており、事業活動の定義を明確にする必要があります。



【今月のコラム】につきましては、文字数の都合上、中止とさせて頂いております。

### ★廃棄物処理法における「事業活動」とは？



事業活動と聞いてまず想像するのは「株式会社」だと思いますが、廃棄物処理法においては、営利活動だけを事業活動として定義していません。昭和49年3月25日に施行された通知によると、産業廃棄物とは「**単に営利を目的とする企業活動にとどまらず**、公共的事業をも含む広義の事業活動に伴って排出された廃棄物～以下略～」とされており、株式会社だけを指すものではないとされています。

ということは、自治体や学校、NPOなどの活動から排出される廃棄物も産業廃棄物として扱わなければならないこととなります（一部、業種限定により産業廃棄物にならない廃棄物もあります）。ただし、これはあくまで通知なので、最終的な判断は管轄の自治体に委ねられる点にご注意ください。

### ★産業廃棄物と見なされる事業活動の例



個人的に楽しんでおられる方も多いと思いますが、農業活動に伴って発生する廃棄物は、産業廃棄物や事業系一般廃棄物として取り扱う必要があります。

例えば、ビニールハウスなどに使用していたプラスチックやトラクターなどは、廃プラスチック類や金属くずとして取り扱う必要があります。

また、廃農薬の場合は使い切ることが原則ですが、やむを得ず農薬が残った場合は、農協や購入先の業者を通じて農薬メーカーにて処分を依頼するか、産業廃棄物処理業者に処理委託する必要があります。

### ★処理委託契約書やマニフェストの運用は誰がするの？

産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合、処理委託契約書やマニフェスト等の運用・管理が義務づけられています。それらの運用をする場合は、下記の点に注意する必要があります。

- ・ 処理委託契約書は産業廃棄物の委託前に締結する
- ・ 個人単位で産業廃棄物の処理を委託した場合、契約書やマニフェストの運用、管理は個人が行う必要がある
- ・ 契約書は契約終了から、マニフェストは各票の送付を受けた日から5年間保存

「これらの義務を履行することが困難だ」という方が、野焼きをしていることがありますが、野焼きは廃棄物処理法にて罰金や懲役が定められているので、絶対に行わないようにしてください。

最後になりますが、これらの見解は、廃棄物処理法を尺時定規に捕らえた結果であるため、実際に運用される際は管轄自治体へ十分に確認することをお勧めします。

発行：株式会社浜田  
CSR担当 今井  
TEL：072-686-3500